

大阪府農水産物消費拡大事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、国の食育推進基本計画及び大阪府食育推進計画に定められた目標のうち、農林水産関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進し、地産地消の推進、府産農水産物の利用促進、消費拡大を図るため、予算の定めるところにより、大阪府農水産物消費拡大事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「消費・安全対策交付金交付等要綱」（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）及び「消費・安全対策交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

- 第3条 規則第4条第1項の申請は、大阪府農水産物消費拡大事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に対し、その定める期日までに提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人（特殊会社）、地方独立行政法人、公立大学法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、所轄庁の認定、特例認定を受けた法人は、この限りでない。
- (1) 要件確認申立書（様式第2号）
 - (2) 暴力団等審査情報（様式第3号）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付決定後、補助事業者が、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の

金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第4条 知事は、前条に規定する書類の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に対し、通知するものとする。

（経費配分の軽微な変更等）

第5条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表2に掲げる知事の承認を必要とする重要な変更以外のものとする。

- 2 規則第6条第1項第1号又は第2号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府農水産物消費拡大事業変更承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、大阪府農水産物消費拡大事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第6条第1項第4号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第6条 補助金の交付を申請した者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（状況報告）

第7条 規則第10条の規定による報告は、11月30日現在の状況について、大阪府農水産物消費拡大事業遂行状況報告書（様式第7号）を12月15日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条の規定による報告は、大阪府農水産物消費拡大事業実績報告書（様式第8号）に必要書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30

日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに知事に提出することにより行わなければならない。

2 第3条第4項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第4項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、実施報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（検査）

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。補助事業者は検査に協力しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第10条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

（補助金の経理）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

別表 1

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率
大阪府農水産物消費拡大事業	市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人及び法人格を有しない団体で地方農政局長等と協議の上、特に必要と認める団体	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 食育推進検討会の開催に要する経費 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催に要する経費 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進に要する経費 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援に要する経費 (5) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (6) 和食給食の普及に要する経費 (7) 学校給食における地場産物活用の促進に要する経費 (8) 共食の場における食育活動に要する経費 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組に要する経費 (10) 食品ロスの削減に向けた取組に要する経費	1/2 以内
		(1) 共食の場における食育活動に要する経費 (2) 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援に要する経費 (3) 農林漁業体験の機会の提供に要する経費 (4) 学校給食における地場産物等活用の促進に要する経費 (5) 和食給食の普及に要する経費	定額 （令和 4 年度第 2 次補正に限る） 上限 1000 万円

別表 2

重 要 な 変 更	
経費配分の変更	補助対象経費の額の30%を超える増減
事業内容の変更	事業実施主体の変更